

## 平成30年度第11回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	中澤	一博		
委員	2番	小宮山	晃次	4番	小川啓介
	5番	葉狩	健一	6番	福安健
	8番	池本	英夫	9番	植木克茂
	10番	藤原	康生	11番	寺坂富雄
	12番	竹下	るみ子	13番	山中眞守

4. 欠席委員(2人) 3番 春摘要 7番 國岡美保子

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

16番	草刈	章博	17番	平尾	晴次
18番	西沖	和己			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

事務局長	<p style="text-align: center;">( 開 会 午後2時00分 )</p> <p>ただ今から、平成30年度第11回農業委員会総会を開会いたします。  本日は、14名の委員に対し12名の出席でありますので、総会は成立しております。  それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。  本日は、先月の1月17日に、地産地消を前提におきましての料理講習を、皆さんに参加していただき、これからの地域の6次化を図れる一つのベースが出来て行くのではなかろうかなというふうに思っておるところであります。  また、智頭町の農地利用の最適化推進施策に関する意見書を昨年11月12日に町議会に提出したことにより、本日はこの総会が終わりました後、午後3時半より町議会の方との意見交換会を開催する運びになりました。やはり、智頭町における農業は非常に厳しい状況であります。先般におきまして、それぞれ集落においては遊休農地、耕作放棄地が非常に多く発生してきておりますし、尚且つ、農業の担い手という方々が、アンケートでいきますと、平均年齢が72才。それから、全体でいくと75才ということで、非常に高齢化の中で智頭町の農業の展望というものが非常に厳しい状況になってきておるのが実態でございます。そういう点におきまして、それぞれ各委員の皆さんが、地元における遊休農地であるとか、耕作放棄地の発生しているところ、これをある程度放置できる対策を講じていけるように、それぞれ集落の中で話し合いを持って頂き、この件につきましても、現在アンケートの結果に基づいて各集落を農業関係機関が一つになって集落に出向き、集落の意見を吸い上げ、どういふところに課題問題点があるのかについて検討しながら、出来る限りのベストな形の取り組みを図って頂くことが必要ではなかろうかなと、こういうふうに思っておりますし、総会後の議会との意見交換会におきまして、それぞれの地域の課題問題点もありますが、現在抱えております智頭町の農業、農業委員会が抱えております課題というものについて、皆さんからご意見出して頂いた中で、今後の智頭町の安定した山間地農業が整うようによろしくお願い申し上げます、簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、総会に入ります。  日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。  智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということですので、それでは、13番 山中眞守委員、14番 中澤一博委員にお願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、議事に入ります。  日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。  それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の1ページによりまして説明いたします。  申請地は、口波多字塩谷口919番、田んぼで834㎡です。有償の所有権移転となります。譲渡人が口波多838番地1の●●●●さん、譲受人が口波多206番地の●●●●さんです。  場所でございますが、申請位置図の1ページのところで位置図を付けております。口波多集落の上手側、波多集落の下手側になりますけれども、県道から川向こうの農地となります。2ページに公図を付けております。ここで、●●●●●●●●さんの名前を書いております所が●●●●●●●●さんの所有している農地でありまして、この近くに田んぼを取得されたいということで求められたものでございます。3ページに航空写真を付けております。現状の写真を撮ろうと思いましたが雪が未だ積もっておりますので、航空写真で代用させて頂きました。  農地法第3条第2項に該当します全部効率要件、農作業事従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等につきましては、確認の上、問題なしと判断したものでございます。  以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番 寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>2月3日に話を伺いました。●●●●●●●●さんの方は、家の近くにまとまってあるが、この田んぼだけ一つ離れていて、田植え機やらコンバインを運ぶのが中々大変だし、周りにぐるっと、農道を挟んではおりますけど●●●●●●●●さんが持っておられるので、「どうかな」という話を持って行かれたそうです。航空写真を見てもらったら分かると思いますが、畦も殆どないようなところで畦刈も大してしていらぬので、●●●●●●●●さんの方は「まとまってええかな」ということで話しがまとまったようです。別に問題はないようです。  以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。  これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。   (質問、意見なし)</p>

議 長	<p>よろしいですか。  それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  次に、日程第2 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。  それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の2ページをお願いします。申請地は福原字大江田214番、畑で155㎡の内の70㎡です。申請人は福原28番地2の●●●●さんです。転用目的としては墓地です。転用理由としては、現在、山の中にある墓地をこちらの方に移転するというごさいます。</p> <p>それでは位置図の方をお願いします。4ページからになります。駐車場となっているのが福原の高速バス停になります。その近くの赤く囲って黄色く示したところが、この申請地となります。5ページに公図を付けておりますけれども、155㎡の内の70㎡を墓地に申請されるというものです。215番、221番に、それぞれ所有者と地目を入れておりますが、この方々の同意は得られております。事業計画書を6ページ、7ページに付けております。簡単に書いてありますが、現在は「現在、山の中であって不便なので」と追記して頂いております。8ページ、9ページは被害防除計画をつけております。基本的には今のままで、嵩上げ等を行わずに施行されるものでごさいます。10ページに、墓地としては70㎡と広い訳ですが、赤く囲った右手の部分は法面となっております、左側の部分は低木などを植栽されるということです。11ページの写真の物が10ページの墓地部分に設置されることとなります。12ページが現況の写真でごさいます。このように、現在は畑として使用されておるといふものです。</p> <p>今回の申請地の農地区分は第2種農地です。許可根拠としては、代替地なしです。信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。資力については通帳の写しで確認しました。事業計画を確認したところ、速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、妥当と考えられます。周辺農地への影響ですが、建物を建築しませんので影響はないと考えます。被害防除については、速やかに責任を持って対処することとしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上でごさいます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番の中澤一博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>



	<p>うことは県の方には確認しました。 以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件は許可が出て工事着工すれば、いつごろに完了予定なのか。</p>
事務局長	<p>予定では、3月から7月までの計画をされております。</p>
議 長	<p>農業委員会としましては法に基づいて、規則に基づいて決定します。今の説明では、みちくさの駅の承諾がなくても許可できることとなります。 ご意見のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。 次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページをお願いします。 1月18日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。 利用権設定面積が876㎡です。利用権を設定する者が1名、受ける者が1名でございます。期間は5年から10年未満でございます。 4ページで詳細について説明いたします。場所が、智頭字段ハナ1942番1、田んぼで876㎡です。地主の方が鳥取市下味野の●●●●●さん。権利の種類は貸借権で、小作の方が智頭1767番地1の●●●●●さん。作物は稲を予定されておまして、期間は平成31年2月13日からの5年間です。更新は継続でございます、賃借料は1反あたり15,000円を口座に振り込むものということでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。  それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認することにいたしました。</p> <p>次に、日程第4 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の5ページです。公共事業に伴う一時転用でございます。</p> <p>場所は大内字吉内1163番地、田んぼで1385㎡の内422㎡です。松田組が千代川の災害復旧工事として本年2月1日から12月25日まで使用されるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第11回総会を閉会いたします。</p> <p>( 閉 会 午後2時24分 )</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成31年2月8日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 山 中 眞 守

智頭町農業委員会委員 中 澤 一 博